

特定疾病療養受療証

この制度は、血友病の方や人工透析を受けている方等に対して、その治療に対する1ヶ月の医療費を軽減するものです。1か月間の自己負担限度額は、10,000円又は20,000円になります。

<自己負担限度額> 20,000円に該当する方

人工透析を受けている70歳未満の上位所得者の方

※上位所得者とは、国民健康保険は年間所得600万円（基礎控除後）を超える方、社会保険は月収約53万円以上の方です。

<自己負担限度額> 10,000円に該当する方

- ・血友病の方
- ・人工透析を受けている上位所得者以外の方
- ・血液製剤によるHIV感染症の方

※70歳以上の方は一律10,000円です。

※65歳以上70歳未満で後期高齢者医療制度の対象の方は10,000円です。

※自己負担限度額は、受療証に記載されます。

（後期高齢者医療保険は除く）

※入院時の食事療養費は自己負担となります。

※更新の手続きは必要ありません。

※加入している健康保険に変更があった場合は、新たに申請が必要です。

《手続き方法》

窓口：＜70歳未満の方＞

国民健康保険の方 → 区市役所・町村役場の国民健康保険課

社会保険の方 → 各健康保険組合又は

全国健康保険協会各支部

＜70歳以上の方＞

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

→ 区市役所・町村役場の高齢者医療担当課

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方

→ 区市役所・町村役場の国民健康保険課

健康保険高齢受給者証をお持ちの方

→ 各健康保険組合

申請書類：1) 特定疾病認定申請書・意見書（決められた様式）

2) 健康保険の資格情報の確認できるもの

（マイナ保険証・資格確認書等）

※受療証は申請手続き後すぐに発行され、おおむね手続きをした月の

1日から有効となります。月末の場合はお急ぎ下さい。

《当院での問い合わせ先》

東京女子医科大学病院 TEL：03-3353-8111

・ソーシャルワーカー TEL：03-5269-7067（直通）

（総合外来センター1階 医療サービス相談室内）